



平成 23 年 9 月 26 日

各 位

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 守谷 隆志
(コード番号 6819)
問い合わせ先
IR 担当執行役員 関本 秀貴
電話番号 03-5786-3900

株主代表訴訟に関するお知らせ

当社は、平成23年9月16日に、当社株主1名から当社元取締役3名に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起した旨の平成23年9月15日付訴訟告知書を受領いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 原告

ロイヤル観光有限会社

2. 被告

当社元取締役3名

3. 訴えの概要

- (1) 被告である元取締役の1人は、過去に役員を兼務していた当時の上場会社(現在は非上場)の刑事事件に関連して当社に損害を与え、他の元取締役は、忠実義務に違反することから、連帯してその損害額940,000,000円を賠償するように請求するものであります。
- (2) 元取締役の1人が過去に行った海外の投資事業会社へ送金取引が、当社と同人との間の利益相反取引となり、同人がその損害賠償責任を負い、他の元取締役2名は任務懈怠により同人と連帯してその損害額209,500,000円を賠償するように請求するものであります。
- (3) 当社子会社である株式会社サボテンパークアンドリゾートと株式会社ICPとの間の不動産取引に関し、元取締役らは、善管注意義務及び忠実義務に違反するため、連帯してその損害額331,000,000円を賠償するように請求するものであります。
- (4) 以上により、被告らは、連帯して、その損害額の合計1,480,500,000円を賠償するように請求するものであります。

4. 公告

当社は、訴訟告知書を受領し、当社ホームページにて次の公告を行う予定であります。

「当社株主から、当社元取締役3名に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟が東京地方裁判所(平成23年(ワ)第29332号)に提起され、当社は平成23年9月16日にその訴訟告知を受けましたので、会社法第849条第4項の規定により公告いたします。」

5. 経緯

平成 23 年 7 月 4 日付で本訴訟の原告株主から当社監査役に対し、元取締役が善管注意義務違反等があったことから、損害賠償を行うよう提起請求を受けましたが、監査役が調査を行った結果、株主の主張する前提事実が誤認あり、元取締役に善管注意義務及び忠実義務違反はないものと判断されました。以上より、監査役は、原告株主に対して、平成 23 年 8 月 31 日付「不提訴理由通知書」にて元取締役に提訴しない旨を通知しております。その結果、当該株主より訴訟が提起されました。

6. 業績に与える影響

本訴訟は、株主が元取締役 3 名を訴えているものであり、当社の業績に影響はありません。

以 上